

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

- (1) 職業能力開発校設置管理条例及び千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部を改正する条例の制定に伴い、令和6年度から職業能力開発校の名称がテクノスクールに変更されることから、当該名称を引用している使用料及び手数料条例施行規則を改正するもの。
- (2) 県立中央博物館分館海の博物館の駐車場が市営駐車場となったため、使用料及び手数料条例において定める当該駐車場使用料が削除されたことから、同条例施行規則においても所要の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

別添新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、1(2)の改正規定は、公布の日から施行する。

4 意見公募手続

千葉県行政手続条例第38条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施しないものとする。